

別紙一4 土地利用計画図

府営住宅用地（2工区）

■区域：

既存1棟および13棟および既存2棟の一部を含む敷地北西の範囲を想定している。また、事業者の提案により12棟を含むことも可能とする。

■戸数：162戸

■高さ：45m以下（14階以下）
31m以下（10階以下）

■駐車場：7割設置

敷地西側境界の中央付近から敷地北東に抜ける幅員最低2m以上の歩道を整備。

一部出入口等の改修がある。

原則既存法面緑地の維持・保全

府営住宅用地と活用用地の境界
(おおよその位置。具体的な境界の位置は事業者提案による。)

活用用地

■区域：

既存3～6棟および既存2棟の一部を含む敷地北東の範囲を想定している。

■高さ：31m以下（10階以下）

府営住宅用地（2工区）での西向き住棟配置は禁止する。

敷地西側URとの敷地境界より10m後退すること。

府営住宅用地（1工区）

■区域：

既存7棟から11棟を含む敷地南東の範囲。事業者の提案により既存12棟を含むことも可能とする。

■戸数：168戸

■高さ：45m以下（14階以下）

■駐車場：7割設置

■集会所：150m²1ヶ所設置

※1工区の既存住棟については、事業契約締結後早期に撤去開始すること。

南千里駅高野線と高野台36号線をつなぐ、敷地内南北に抜ける幅員最低2m以上の歩道を整備。

※階数の定義は、地下階がある場合は当該地下階を含む。

【凡例】

府営住宅用地

活用用地

保存する法面

保存する団地内通路

新たに整備する歩道

既存団地内通路（片側通行）の維持

原則既存法面緑地の維持・保全

